

広島県告示第九百四十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年十二月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県福山市蔵王町、同市日吉台二丁目、同市日吉台二丁目、同市日吉台三丁目及び同市春日町三丁目地内			
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域		
区域の名称	蔵王ハイツ（一一七三―一）	蔵王ハイツ（一一七三―一）	蔵王ハイツ（一一七三―一）	蔵王ハイツ（一一七三―一）
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
区域の表示	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
区域の名称	蔵王ハイツ（一一七三―一）	蔵王ハイツ（一一七三―一）	蔵王ハイツ（一一七三―一）	蔵王ハイツ（一一七三―一）
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
区域の表示	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
区域の名称	蔵王ハイツ（一一七三―一）	蔵王ハイツ（一一七三―一）	蔵王ハイツ（一一七三―一）	蔵王ハイツ（一一七三―一）
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
区域の表示	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり

日吉台（三六九七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	日吉台（三六九七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
日吉台（三六九六一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	日吉台（三六九六一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
日吉台（三六九六一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
日吉台（三六九六一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	日吉台（三六九六一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
日吉台（三六九六一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
日吉台（三六九六一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	日吉台（三六九六一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
日吉台（三六九六一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。